松本市スタートアップ推進事業

起業家育成業務委託　仕様書

1. 業務名

松本市スタートアップ推進事業 起業家育成業務

1. 委託期間

契約の日から令和８年３月３１日まで

1. 本業務の概要及び目的

　　松本市では、少子高齢社会の進展や地球環境問題等、持続可能な社会の実現への対応と、松本市の強みを生かした経済の好循環に繋げるため、「地域特性を活かした新産業の創出」を松本市総合計画における基本施策の一つとして掲げており、スタートアップ起業人材の育成、産業創発支援と、起業家をまち全体で応援する仕組みづくりに向けた取組みを行うこととしている。

　　令和７年度から新たに開始する「松本市スタートアップ推進事業」は、その一環として、市内における「起業」という選択肢をより身近なものとし、多様な人材が挑戦できる環境を整えることで、松本地域から社会的・経済的インパクトをもたらすスタートアップを継続的に生み出していく「スタートアップ・エコシステム」の構築を目指すものである。事業初年度となる令和７年度は、市内における起業機運の醸成を重点的に図るとともに、起業家や支援者がつながり、学び合えるコミュニティの形成を目指す。

1. 実施項目
2. イベント、セミナー等の企画運営及び実施
3. 事業化に向けたアイデア出し、ブラッシュアップ等に係る伴走支援及びコミュニティ形成の実施
4. ビジネスプランコンテスト等の企画運営及び実施
5. 前各号に関する情報発信及び波及効果に係る企画実施
6. 令和７年度の目標
7. 目標に対する考え方

受託者は、次号に示す目標値を達成するよう最大限努力すること。業務途中で　実施する業務打ち合わせ等において進捗状況を委託者と都度確認し、状況に応じて業務内容の見直しを含む適切な対応をとることとする。

1. 目標値

累計参加人数　５００人

1. 業務実施体制等
2. 松本市内で本業務を実施することができる体制を構築し、業務の責任者を定めること。
3. 委託契約の締結後速やかに、委託者と協議の上、受託年度中の業務計画を策定し、これに則って業務を実行すること。
4. 業務実施に当たっては、一般財団法人松本ものづくり産業支援センターが運営するコワーキングスペース、インキュベーション等の機能を持つ施設「サザンガク」と連携を図ることとする。
5. 業務遂行上の注意事項
6. 秘密の保持

受託者は、本業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

1. 損害賠償

受託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、委託者の責に帰すべきものを　除き、全て受託者の責任において処理する。

1. 遵守事項

受託者は、本業務の履行中に不測の事態が生じたときは、直ちに委託者に連絡し、対応を協議すること。

1. 報告
2. 報告は、９月、１２月及び翌年３月までに実施した取組内容とその結果及び　　成果について、業務報告書（電子ファイル）を作成し、翌月１０日まで（３月分　のみ３月３１日まで）に提出すること。
3. すべての業務の完了後、完了届を提出すること。
4. 支払い

受託者は、業務報告書を提出後、委託料を翌月１０日までに委託者に請求する。

委託者は、受託者からの請求により支払う。この場合において、３で除した額に１円未満の端数がある場合は、初回分に加えて支払うものとする。

1. その他
2. 本仕様書又は業務委託契約書に明示なき事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議の上、決定するものとする。
3. 本事業に係る「事務費」「謝金」「賞賜金」「賄材料費」等の経費は、委託料に　　　含むものとする。
4. 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的

を達成すること。

1. 受託者は、打合せの内容を記録し、委託者の求めに応じ、委託者へ提出すること。
2. 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を　行うこと。
3. 担当

産業振興部　商工課　工業振興担当

ＴＥＬ　０２６３-３４-３２７０

ＦＡＸ　０２６３-３４-３００８

e-mail　 shoukou@city.matsumoto.lg.jp